

10月定例教育委員会 付議案件表

◎教育長報告

◎議案

番号	案件名	課名
議案第13号	直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則	こども育成課
議案第14号	公民館運営審議会委員の委嘱について	文化・スポーツ推進課

協議事項

番号	案件名	課名
—	—	—

報告事項

番号	案件名	課名
1	直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	こども育成課
2	直方市放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル評価委員会要綱について	こども育成課
3	直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について（施行規則第3条第2項様式変更）	教育総務課

その他

- ・ 11月行事について(学校教育課 当日配布)
- ・ 会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和6年9月11日～令和6年10月8日

9月	11	水		一般質問
	12	木		一般質問
	13	金	市小中一貫教育本部会（直方市役所）	
	14	土		
	15	日		
	16	月		
	17	火	直方市DX推進本部会議（直方市役所）	決算質疑
	18	水		補正質疑
	19	木	学力向上検証委員会（直方市役所）	予算質疑
	20	金		常任委員会
	21	土		
	22	日		
	23	月		
	24	火		常任委員会
10月	25	水	教育長会（オンライン）	常任委員会
	26	木	社会教育委員協議会 委嘱状交付式（直方市中央公民館）	常任委員会
	27	金		採決
	28	土		
	29	日	SOMPOボールゲームフェスタ IN 直方（直方市体育館）	
	30	月		
	1	火	条件付き解除辞令交付式 定例校長会議	
	2	水	教育長面談（業績評価）	
	3	木	〃	
	4	金	市教委訪問（直方第一中）	
	5	土	植木小学校運動会	
	6	日	福地校区全域避難訓練 版画の野見山朋子お披露目交流会（小さな版画の美術館(頓野)）	
	7	月	教育長面談（業績評価）	
	8	火	定例教育委員会	

教育委員会行事予定

令和6年10月9日～令和6年11月12日

10月	9	水		
	10	木		
	11	金		
	12	土		
	13	日	すみれそう敬老会秋祭り (すみれそうのおがた)	
	14	月		
	15	火		
	16	水	定例教育長会 (オンライン)	
	17	木		
	18	金	令和6年度福岡県市町村教育委員会連絡協議会第2回役員会 (福岡県庁)	
	19	土	下境小学校運動会 第3回校区対抗パークゴルフ大会 (植木桜つつみ公園)	
	20	日	感田小学校運動会	
	21	月		
	22	火		
	23	水		
	24	木		
	25	金	一中校区小中一貫教育中間発表会 (直方第一中学校)	
	26	土	直方西・直方北小学校運動会	
	27	日	直方市ハートフル奨学金面談審査	※衆議院議員選挙 (予定)
	28	月		
	29	火	植中校区小中一貫教育交流会 (新入小学校)	
	30	水		
	31	木	学力向上拠点校中間発表会 (直方第二中学校)	
	11月	1	金	11月定例校長会議 福岡教育大学附属小倉中学校発表会 (小倉中学校)
2		土		
3		日		
4		月		
5		火	管理職候補者 面接	
6		水	市教委訪問 (直方第三中) 管理職候補者 面接	
7		木	北九州地区市町教育委員会連絡協議会教育長・教育委員研修会 (福岡県立西田川高等学校) 管理職候補者 面接	
8		金	令和6年度 福岡県市町村教育委員会教育委員研修会 (博多サンヒルズホテル) アントレプレナーシップ授業 視察 (直方西小)	
9		土	直方市子ども音楽祭 (ユメニティのおがた) 英語発表会 (")	
10		日		
11		月	教育長会 (北九州教育事務所) 市町村教育委員会教育長と県幹部職員との意見交換会 (") これからの授業研修会 (直方第一中)	
12		火	教育長会 (北九州教育事務所) 定例教育委員会	

議案第 13 号

直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和6年10月8日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定により提案するものである。

直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例施行規則（平成27年直方市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「小学校就学前の範囲において同一世帯から2人以上の子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援施設を利用している者」を「小学校就学前の範囲における同一世帯の2人以上の子どもについて、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもに該当する者」に改める。

附則第1項の項番号を削る。

附則第2項を削る。

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(保育認定を受けた子どもの保育料)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の保育料の算定につき多子計算の算定対象となる者(以下「算定対象者」という。)は、市民税所得割額の世帯の合計が57,700円以上である者については<u>小学校就学前の範囲における同一世帯の2人以上の子どもについて、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもに該当する者</u></p> <hr/> <p>とし、市民税所得割額の世帯の合計が57,700円未満である者及び要保護世帯で市民税所得割額の世帯の合計が77,101円未満である者については、次に規定する者とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>省略</p> <p>附 則</p> <p>省略</p> <p>(削る)</p>	<p>(保育認定を受けた子どもの保育料)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の保育料の算定につき多子計算の算定対象となる者(以下「算定対象者」という。)は、市民税所得割額の世帯の合計が57,700円以上である者については<u>小学校就学前の範囲において同一世帯から2人以上の子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援施設を利用している者</u>とし、市民税所得割額の世帯の合計が57,700円未満である者及び要保護世帯で市民税所得割額の世帯の合計が77,101円未満である者については、次に規定する者とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>省略</p> <p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>第2条第8項の規定は、平成27年9月以降の保育料算定において適用する。</u></p>

議案第 14 号

公民館運営審議会委員の委嘱について

直方市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 1 0 月 8 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 0 号の規定により提案するものである。

直方市公民館運営審議会委員改選（案）

任期：令和6年10月8日から令和8年10月5日まで（2年）

選出方法	選出区分	再任 新任	所 属	肩書	氏 名
団体推薦	学識経験者	再任	直方市議会	市議	高宮 誠
団体推薦	社会教育関係者	再任	自治区公民館連合会	事務局長	松尾 直記
就任依頼	学校教育関係者	新任	直方市小学校長会	会長	山野 直樹
就任依頼	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	再任	直方市幼稚園協会	会長	大和 貴彦
就任依頼	社会教育関係者	再任	筑豊美術協会	副会長	曾根 富久恵
			公民館主催事業「趣味の講座」	講師	
就任依頼	社会教育関係者	再任	公民館主催事業「はつらつ塾」	講師	衛藤 真理子
就任依頼	社会教育関係者	新任	直方手話の会 昼の部 こぶしの会	代表	渡邊 登茂栄

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成27年直方市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「12月30日」を「12月29日」に改める。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、夏季休業日のみ開所する学童クラブへの入所を希望する場合は、夏季休業日のみ開所する学童クラブ入所申込書兼児童台帳（様式第3号の2）を申込書とするものとする。

第16条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 学童クラブ入所に関する同意書兼誓約書（様式第13号）に違反があることが認められたとき。

様式第3号を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は令和7年4月1日
日から施行する。

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(閉所日)</p> <p>第5条 学童クラブの閉所日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び8月13日から8月15日まで、<u>12月29日から翌年1月3日までの日とする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>(入所の申込み)</p> <p>第8条 学童クラブへの入所を希望する児童の保護者は、市長が指定する期間内に、学童クラブ入所申込書兼児童台帳(様式第3号。以下「申込書」という。)に児童を保育することができないことを証する書類として市長が指定する書類を添えて、市長に対し申込みを行わなければならない。<u>ただし、夏季休業日のみ開所する学童クラブへの入所を希望する場合は、夏季休業日のみ開所する学童クラブ入所申込書兼児童台帳(様式第3号の2)を申込書とするものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>(利用の取消し)</p> <p>第16条 市長は、次の各号いずれかに該当するときは、既にした入所の決定を取消すものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 学童クラブ入所に関する同意書兼誓約書(様式第13号)に違反があることが認められたとき。</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p>2 省略</p>	<p>(閉所日)</p> <p>第5条 学童クラブの閉所日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び8月13日から8月15日まで、<u>12月30日から翌年1月3日までの日とする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>(入所の申込み)</p> <p>第8条 学童クラブへの入所を希望する児童の保護者は、市長が指定する期間内に、学童クラブ入所申込書兼児童台帳(様式第3号。以下「申込書」という。)に児童を保育することができないことを証する書類として市長が指定する書類を添えて、市長に対し申込みを行わなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 省略</p> <p>(利用の取消し)</p> <p>第16条 市長は、次の各号いずれかに該当するときは、既にした入所の決定を取消すものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p>2 省略</p>

様式第3号(第8条関係)

省略

様式第3号の2(第8条関係)

省略

様式第13号(第16条関係)

省略

様式第3号(第8条関係)

省略

学童クラブ入所申込書兼児童台帳

年 月 日

直方市長様

保護者氏名

※自署

学童クラブへの入所について、下記のとおり申し込みます。
 学童クラブの運営に必要な場合は、この申込書及び添付書類に記載されている事項を学校関係及び市が契約する運営委託事業者に対し情報提供すること、および、市が保育料の算定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報(生活保護受給の有無含む。)を閲覧又は確認することに同意します。
 また、同時に保育園の入園申し込みをしている場合において、就労証明書等は保育園の入園申し込み用に提出しているものと相違ないため、添付を省略します。

入所希望学童クラブ名	入所区分	入所年月	利用状況(該当するところに☑してください)
学童クラブ	新規・継続	年 月 日から 年 月 日まで	定期的な習い事や塾等があり、常態として学童クラブを早退又は欠席する日がありますか？(予定含む)
希望曜日(学童クラブを利用したい曜日に☑してください)			☐なし ☐あり(週1~2日) ☐あり(週3日以上)
☐月 ☐火 ☐水 ☐木 ☐金 ☐土			

フリガナ	性別	生年月日	年 月 日
児童氏名	男・女	学 年	年生 ※新年度の申し込みは、4月からの学年を記入
住所	直方市		

世帯員の状況 (申込児童以外の同居の世帯員を記入してください。)

フリガナ 氏名	続柄	性別	生年月日	勤務先・学校・保育園等	勤務時間
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで

緊急時の連絡先

母の連絡先(携帯・職場)	父の連絡先(携帯・職場)	その他()の連絡先
-	-	-

申込み理由(該当する理由に☑してください)

- 就労のため 妊娠・出産のため 疾病・負傷・障がいのため
 介護・看護のため 在学のため その他 ()

児童の健康状態について	障がいの有無	有・無	アレルギーの有無	有・無	その他、特別な対応が必要なこと	有・無
保育園・幼稚園での就労証明書の提出有無			有・無			

※職員記載欄 長期休暇のみ(夏・冬・春)

※長期休暇のみの利用は、3年間学童クラブに在籍経験があり、定員に余裕があつて支援員が対応可能な場合のみ認められます。

※保育料は月額です。学童クラブに在所している場合は、1カ月分の保育料がかかります。

※既に学童を利用している児童でも、入所基準により新年度は利用できない場合があります。

夏季休業日のみ開所する学童クラブ入所申込書兼児童台帳

年 月 日

直方市長様

保護者氏名 _____ ※自署

夏季休業日のみ開所する学童クラブへの入所について、下記のとおり申し込みます。
 学童クラブの運営に必要な場合は、この申込書及び添付書類に記載されている事項を学校関係及び市が契約する運営委託事業者に対し情報提供すること、および、市が保育料の算定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報(生活保護受給の有無含む。)を閲覧又は確認することに同意します。

入所希望学童クラブ名	入所年月	利用状況(該当するところに☑してください)		
第1希望: 学童クラブ	年 月 日から 年 月 日まで	定期的な習い事や塾等があり、常態として学童クラブを早退又は欠席する日がありますか?(予定含む)		
第2希望: 学童クラブ	希望曜日(学童クラブを利用したい曜日に☑してください) ☐月 ☐火 ☐水 ☐木 ☐金 ☐土	☐なし	☐あり (週1~2日)	☐あり (週3日以上)

フリガナ	性別	生年月日	年 月 日		
児童氏名	男・女	学校	小学校	学年	年生
住所	直方市				

世帯員の状況 (申込児童以外の同居の世帯員を記入してください。)

フリガナ 氏名	続柄	性別	生年月日	勤務先・学校・保育園等	勤務時間
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで

緊急時の連絡先

母の連絡先(携帯・職場)	父の連絡先(携帯・職場)	その他()の連絡先
-	-	-

申込み理由(該当する理由に☑してください)

- 就労のため 妊娠・出産のため 疾病・負傷・障がいのため
 介護・看護のため 在学のため その他 ()

児童の健康状態について	障がいの有無	有・無	アレルギーの有無	有・無	その他、特別な対応が必要なこと	有・無

※夏季休業日のみ開所する学童クラブは、別途「学童クラブ利用案内」にて示します。

※定員をこえる場合は、入所基準により利用できない場合があります。

学童クラブ入所に関する同意書兼誓約書

直方市学童クラブへの入所にあたり、次のとおり誓約及び同意いたします。

※以下の事項についてご確認のうえ、チェックボックス□にチェックを入れてください。

- 「直方市学童クラブ利用案内」に書かれた内容に同意のうえ申し込みます。
- 入所申請書及び提出書類の内容について、電話等により勤務先等へ確認することに同意します。
- 入所申請書及び提出書類の記載内容に変更があったときは、速やかに直方市へ届け出ます。
- 学童クラブの入所要件に該当しなくなった場合は、速やかに退所いたします。
- 入所申請書及び提出書類の内容に虚偽があった場合や、同意書兼誓約書の内容に反した場合は、入所承認を取り消されても異議ありません。
- 児童の育成支援において必要であるときは、必要な範囲内において、児童が通っていた保育所、幼稚園や小学校、教育委員会、福祉担当課等の関係機関と児童に関する情報の共有をすることに同意します。
- 指導員の指導に従い、ルールを守って利用します。
- 学童保育中に生じた負傷にかかる児童の通院は、発生時の緊急通院を除き、保護者又はそれに代わる者において行います。
- 学童保育中に児童が発熱する等病気を発症した時は、支援員の指示に従い、保護者又はそれに代わる者が速やかに迎えに行きます。
- 児童が施設の設備や備品等を汚損・破損させたときは、その費用のすべてを保護者が弁償します。
- 学童クラブにおいて、児童が他の入所児童へ精神的苦痛や危害を与えたり、著しく秩序を乱す行為を行ったり、また支援員の指示に従わない場合は、退所を含めた指導に応じます。
- 学童保育中における児童への対応について、学童クラブ側から相談等があった場合は、保護者が誠意と責任をもって協力します。
- 学童保育料等に未納が3か月続いた場合は、学童クラブの退所を申し受けても異議ありません。
- この同意書兼誓約書の内容について、私の同居する家族の者の承認を得ることを確約します。仮に私の同居する家族の者と紛議が生じても、家族間で解決するものとし、私が一切の責任を負います。

令和 年 月 日

直 方 市 長 様

住 所

保護者氏名（自署）

利用児童氏名

令和 7 年度

学童クラブ利用案内



保護者が仕事等により昼間家にいない児童を預かり、家庭に代わる生活の場を確保して適切な遊びや指導を行ない、児童の健全な育成を図ります。

運営は、直方市が委託した民間の事業者が行ないます。

<委託事業者> ●プラタナス：植木

●明日葉：感田・上頓野・新入・直方北・下境・福地・
中泉・直方西・直方南・直方東

(注) 令和 7 年 4 月より事業者が変更となることがあります。

入所要件

1. 保護者が就労している（就労予定を含む）。
2. 保護者が病気等による療養中または産前産後期間である。
3. 保護者が就労準備のため学校に通っている。
4. 保護者の介護が必要な家族がいる。



申込みに必要な書類

※就労証明書は市のホームページからダウンロードできます。

1. 入所申込書
 2. 就労証明書（令和 7 年度の保育園申込で提出済みの場合、省略可）
自営業の方は、事業内容がわかる書類の添付が必要です。
 3. 口座振替依頼書＋通帳のコピー（福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行、
北九州銀行、ゆうちょ銀行はWeb受付可）
 4. 放課後児童クラブ保育料徴収の申出書
 5. 健康調査票
 6. 学童クラブ入所に関する同意書兼誓約書
 7. 減免申請書（市民税非課税世帯又は生活保護世帯の方のみ）
- ※ その他必要に応じて、提出してもらう書類があります。

入所申込書の配布

11月25日(月)より、市役所（2階25番窓口）で配布します。

提出先

直方市役所 こども育成課 こども育成係（2階25番窓口）

※学童クラブでは、受付できませんのでご注意ください。

申込み期間

※①又は②どちらか選んで申し込んでください。

① 通年開所の学童クラブ **令和6年12月2日(月)～12月27日(金)**

② 夏季休業日のみ開所の学童クラブ(直方東学童クラブと植木学童クラブ)

令和7年5月7日(水)～5月23日(金)

※令和7年度、直方東学童クラブと植木学童クラブでは、夏季休業日のみ開所の学童クラブも設置します。市内の全校区から通うことができます。(送迎必須)

受付時間

午前8時半から午後5時 ただし木曜日は午後7時まで

※土・日・祝日は受付できません。12月27日を過ぎて提出された場合は、4月1日からの入所が出来ませんのでご注意ください。

保育料

① 通年開所の学童クラブ

1. 4月～翌年3月まで 月額6,500円/1人（おやつ代込み）
2. 兄弟姉妹の2人目以降は 月額3,500円/1人（おやつ代込み）
3. 低所得世帯（市民税非課税世帯）は 月額3,500円/1人（おやつ代込み）
4. 生活保護世帯は 月額1,500円/1人（おやつ代のみ）

※3、4は減免申請書の提出が必要です。

※長期休業日のみの利用は、3年間学童クラブに在籍経験があり、定員に余裕があつて、支援員が対応可能な場合のみ認められます。詳しくはお尋ねください。

※9月に保育料の見直しがあり、保育料が変更になることがあります。

※保育料は月額です。学童クラブに在所している場合は、1カ月分の保育料がかかります。

② 夏季休業日（7/22～8/23）のみ入所の場合 11,500円/1人（おやつ代込み）

口座振替日

令和7年									令和8年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4/30	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2	3/31

開所時間

1. 平日は、下校時～午後6時半
 2. 学校が休みの日（土曜日、夏・冬・春休み、代休等）は、午前8時～午後6時半
- ※ 送迎必須（平日はお迎えのみ）

延長保育

午後6時半～午後7時と、休みの日の午前7時半～午前8時（ともに要予約）は延長保育を行います。ただし、延長料金がかかります。

延長保育料 1回 300円/1人 上限月額 3,000円/1人

閉所日

1. 日曜日・国民の祝日
2. お盆休み（8/13～8/15）
3. 年末年始（12/29～1/3）※年末は29日から閉所となります。
4. 台風やインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などで学校が臨時休校の時



問い合わせ

直方市役所 こども育成課 こども育成係 電話0949-25-2148

※ 5月以降に入所する方は、前月の20日までに申請書を市役所まで提出してください。
翌月1日からの入所となります。

※ 年度の途中で退所される方は、当月の20日までに市役所へ退所届を提出してください。
月末退所となります。

※ 入所受入可能数を超えている場合には、受入れできないことがあります。

※ 長期休業中の学童クラブでも、華美にならないように小学校に通学する服装等で通所して下さい。

直方市放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル評価委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、直方市プロポーザル評価委員会条例（令和6年直方市条例第14号）に基づき、直方市放課後児童健全育成事業業務を委託するに当たって実施する公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行うため、直方市放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学校教育課長
- (2) 財政課長
- (3) 直方市子ども・子育て会議設置条例（平成25年直方市条例第19号）第3条第2項第1号及び第4号に規定する下記の者
 - ア 子どもの保護者
 - イ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(書面会議)

第3条 緊急の必要のため会議を開くことができない場合その他やむを得ない理由のあるときは、委員に書面を送付し審議することで会議に代えることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、直方市教育委員会こども育成課において行う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

直方市プロポーザル評価委員会条例

(設置)

第1条 市がプロポーザル方式により締結する契約において、最も適した事業者（以下「事業者」という。）を厳正かつ公平に選定するため、事業者の選定ごとに、直方市プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「プロポーザル方式」とは、事業実施に対する企画等に関する提案を求め、提案内容の審査及び評価を行い、その結果をもとに事業者を選定する方式をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審査及び審議を行うものとする。

- (1) 事業者の選定基準の策定に関すること。
- (2) 事業者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以上をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者の選定が終了する日までとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数（第12条に基づきこれを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合）が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数（第12条に基づきこれを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合）をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

（意見の聴取等）

第8条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（中立の保持）

第9条 委員は、特定の者の利益又は不利益となる行為をしてはならない。

（守秘義務）

第10条 委員及び第8条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第11条 委員会の庶務は、当該事業の実務を所管する部署において処理する。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

直方市学校給食申込書

直方市長 様

直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、学校給食の提供について、次のとおり申し込みます。

申請日：令和 年 月 日

児童、生徒 または教職員	学校名	小学校・中学校		学年	<input type="checkbox"/> 新1年生 <input type="checkbox"/> 年生
	フリガナ 氏名				
保護者(代表者) または教職員 ※自署	住所				— —
	フリガナ 氏名				

次の1、2のいずれか該当する（ ）に○をつけてください。

- () 1. 上記の児童、生徒又は教職員について、上記のとおり申し出た上、下記の注意事項及び承諾事項に同意し、学校給食を申し込みます。また、給食費の納入について、直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則に基づき、給食費を納期限までに支払うことを確約します。
- () 2. 食物アレルギーその他のやむを得ない理由により、学校給食の提供は受けずに弁当を持参します。
→主治医記入の「学校生活管理指導表」を学校へ提出が必要。

【注意事項】

- この申込書は1人につき1枚ずつ記入してください。
- この申込書の有効期限は、特に申出のない限り中学校を卒業(または市外へ転出)するまで継続されます。
- 食物アレルギーなどの理由により、学校給食の全部又は一部の提供を受ける事ができない場合は、在籍する学校に相談後、別途「直方市学校給食変更申込書(様式第2号)」及び主治医記入の「学校生活管理指導表」を学校へ提出してください。
- 学校給食費に関する債務については、親権者の一方が本申し込みをした場合であっても、民法761条に規定する日常家事債務として、他の一方も連帯してその責任を負うことになります。

【承諾事項】

- 直方市から、学校給食費滞納について説明を求める場合があります。
- 滞納が続き、支払いの意思が見られない時は、法的措置を執る場合があります。
- 学校給食費を滞納された場合は、直方市が、当該債権管理に必要な範囲内において、同市及び同市教育委員会が保有する保護者及び上記児童生徒の個人情報を含む情報を自ら利用し、又は**関係機関**に提供する場合があります。

児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書

直方市長 様

私は、上記児童生徒に係る**学校給食費(滞納分のみ、過年度分を含む)**について、児童手当法第21条第1項及び第2項の規定に基づき、直方市長から支給を受ける児童手当の額から、当該児童手当の支払い期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、本申出に基づき直方市長から児童手当を受けている間、上記学校給食費の支払いに充てるものとします。

また、上記学校給食費に関する児童手当からの徴収決定に係る徴収額その他事項について、**関係機関**との間において必要な個人情報等を提供することに同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名(児童手当の認定請求者)

保護者1(自署)

保護者2(自署)

(ひとり親の場合は保護者2の署名は不要)

※上記児童生徒の他の兄弟姉妹に滞納がある場合は、上記児童生徒からの徴収が完了したのちに他の兄弟姉妹の滞納に充てることとします。